

医療者（医師・歯科医師・薬剤師）とケアマネジャー（介護支援専門員）との  
「連絡票」の使用について

## 1. 連絡票の概要

これは、主にケアマネジャーから医療者（医師・歯科医師・薬剤師）に連絡を取る際に使用して下さい。利用者（患者・家族）に対し、切れ目のないケアを行うために、ケアマネジャーと医療者が情報交換を行う事を目的としています。

## 2. 留意事項

- (1) 医療者には「連絡票」に「医療者 各位」を添えて渡してください。
- (2) 連絡票にて、情報提供すること、または得ることを利用者等の同意を得てください。連絡票は医療者に直接もしくは利用者等を通じて届けるか、または郵送してください。作成した「連絡票」は、ケアマネジャー、医療者とも保管するよう心がけてください。
- (3) この「連絡票」を使用して医師・歯科医師に情報提供を求める場合は、ケアマネジャーは利用者等に「診療情報提供書」など診療情報提供料がかかることがあることを説明してください。
- (4) 居宅療養管理指導を実施している場合、医療保険での算定ができません。

\*ケアマネジャー側で医療者からの回答に関し、郵送を希望する場合は返信用封筒も同封してください。

問い合わせ：平塚市在宅医療・介護連携支援センター  
〒254-0046 平塚市立野町3-1-20（平塚栗原ホーム内）  
電話：0463-75-9444 FAX：0463-35-6038 E-mail：[hmc.renkei@hiratsukasyakyo.net](mailto:hmc.renkei@hiratsukasyakyo.net)